

# ご自宅のパソコンで申告書の作成を!!

ご自宅で作成コーナーを利用すると、こんなに便利!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。  
※住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期限内であれば、マイナンバーカードの交付を受けるまで、e-Taxでご利用いただけます。

**税務署に出向く必要なし!**

e-Tax又は印刷して郵送等により提出することができます。

**いつでも利用可能!**

確定申告期間中は、休日を含め24時間利用できます。

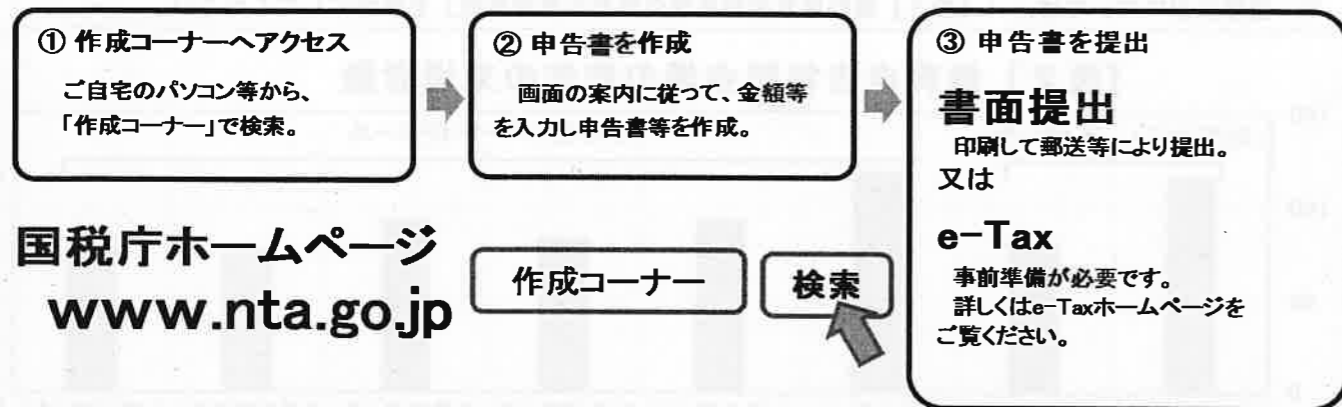
**自動で税額を計算!**

収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算することができます。

**プリントサービスにも対応!**

コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して、申告書を印刷することができます。

## 申告書作成から提出までの流れ



## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

◎ 平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
  - ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。  
※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

※ 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

## 本所税務署

〒130-8686 墨田区業平 1-7-2

☎ 03-3623-5171(代表)

◎ お電話は自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

◎ 郵便等で申告書を提出される方で、確定申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、ボールペン等で記載した申告書の控えと切手を貼付した返信用封筒(自己宛)を同封してください。

発行: 本所税務署 協力: 墨田区連合町会



## 税のプロムナード

平成30年1月  
本所税務署

# 確定申告のお知らせ

～ 申告書はご自分で作成して提出はお早めに～

平成29年分の確定申告書の受付期間及び納期限

	申告書の受付期間	納期限
所得税及び復興特別所得税	2月16日(金)から 3月15日(木)まで	3月15日(木)
贈与税	2月1日(木)から 3月15日(木)まで	3月15日(木)
個人事業者の消費税及び地方消費税	1月から 4月2日(月)まで	4月2日(月)

～ 納税には、便利な振替納税をご利用ください～

平成29年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税の確定申告分の振替納付日は次のとおりです(新規に振替納税を申し込まれる場合は、納期限までに「口座振替依頼書」の提出が必要です。詳しくは下段の四角囲みの記載をご確認ください。)

所得税及び復興特別所得税	<b>4月20日(金)</b>	個人事業者の消費税及び地方消費税	<b>4月25日(水)</b>
--------------	-----------------	------------------	-----------------

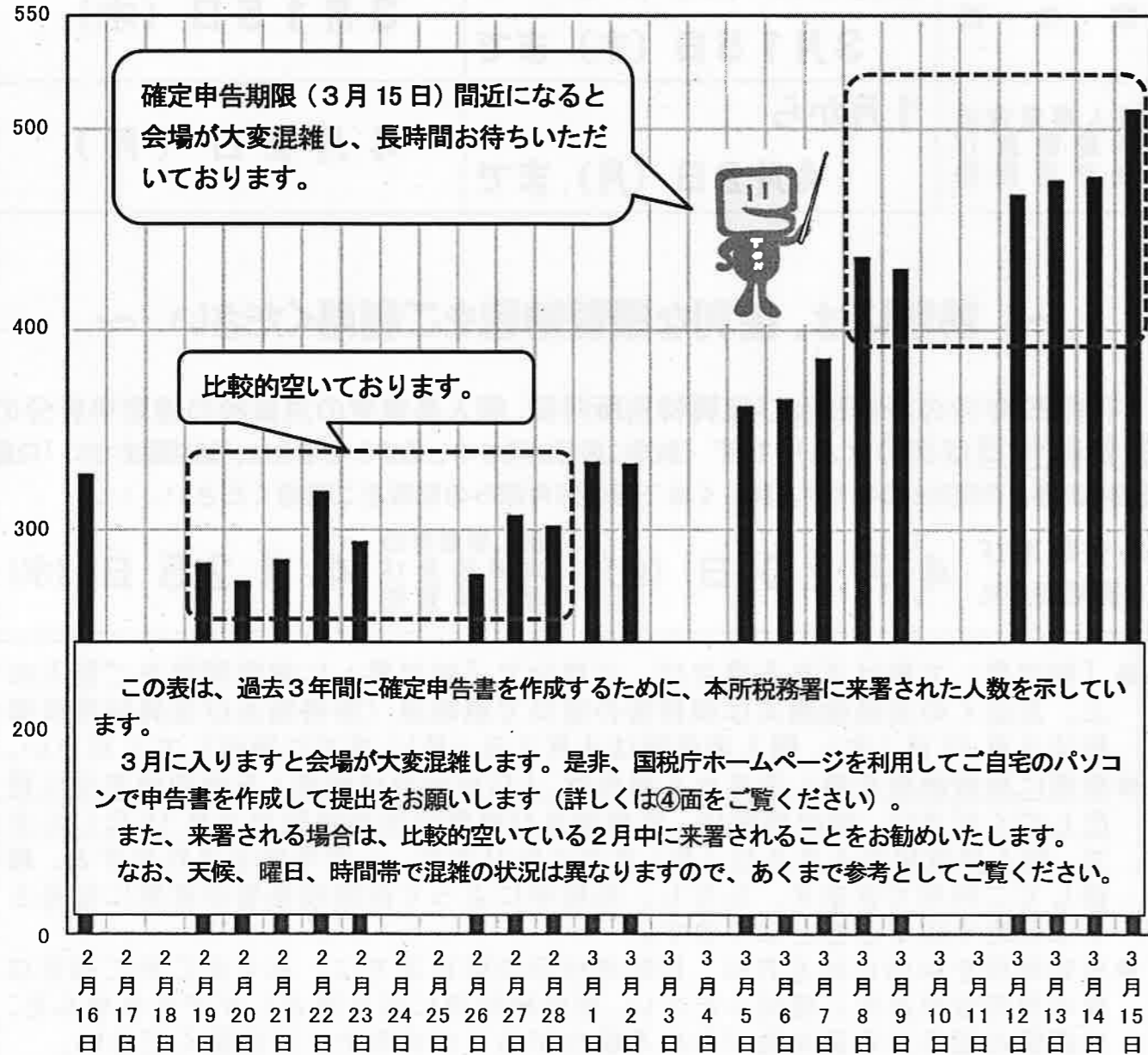
- ◆ 「納付書」で納付される場合は、ご自分で「納付書」に納税額等をご記入の上、お近くの金融機関又は税務署の窓口で納期限(所得税及び復興特別所得税は3月15日(木)、個人消費税は4月2日(月))までに納付してください。
- ◆ 新規に振替納税を申し込まれる場合は、「口座振替依頼書」を納期限までに提出してください。提出期限は、所得税及び復興特別所得税が3月15日(木)まで、個人消費税が4月2日(月)までとなります。一度手続をされますと、継続してご利用できます。ただし、転居等によって所轄税務署が変更になるときは再度手続が必要となります。
- ◆ 振替納税を利用される方は、振替納付日の前日までに、あらかじめご指定口座の預貯金残高をご確認ください。振替納付日に引き落としができませんと、納期限の翌日から延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

## ■ 申告書作成会場の開設日程

期間・時間	申告書作成会場
<b>平日開設</b> 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日を除く) 【受付】 午前8時30分から(提出は午後5時まで) ※ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時までにお越しください。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで	本所税務署3階 (墨田区業平1-7-2)  ※ 混雑状況については、「【表1】本所税務署の過去3年間の平均来署者数」を参考にしてください。
<b>日曜日開設</b> 2月18日(日)・25日(日)の二日間 【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※ 受付終了時間(午後4時)間際は大変混雑いたしますので、なるべくお早めにお越しください。 【相談】 午前9時15分から ※ 本所税務署では執務を行っておりません。 ※ 右記会場(東京国税局1階)では納税及び納税証明書の発行はできませんので、ご了承ください。	東京国税局1階 (中央区築地5-3-1)  ※ 最寄駅 都営地下鉄大江戸線 築地市場駅 A2・A3出口 東京メトロ日比谷線 東銀座駅 3・5・6番出口 築地駅 1・2番出口

④ 上記期間以外は、申告書作成会場を開設しておりません。確定申告の相談は上記期間内にお願います。

【表1】本所税務署の過去3年間の平均来署者数



## ■ 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成して提出できます～

○ 年金受給者・小規模事業者などの所得税・消費税の無料申告相談の開催日程等

期間・時間	会場
<b>平日開設</b> 2月1日(木)・2日(金) 午前10時～正午 午後1時～午後4時 ※ みどりコミュニティセンターでは、正午から午後1時までは相談を行っておりませんので、ご了承ください。	みどりコミュニティセンター 4階多目的ホール (墨田区緑3-7-3)
<b>平日開催</b> 2月7日(水)～14日(水) (土、日及び祝日を除く) 午前10時～午後4時 ※ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、あらかじめご了承ください。	すみだりパーサイドホール 1階会議室 (墨田区吾妻橋1-23-20) (墨田区役所のとなり)

④ 上記期間中は、直接会場へお越しください。なお、お車での来場はご遠慮ください。

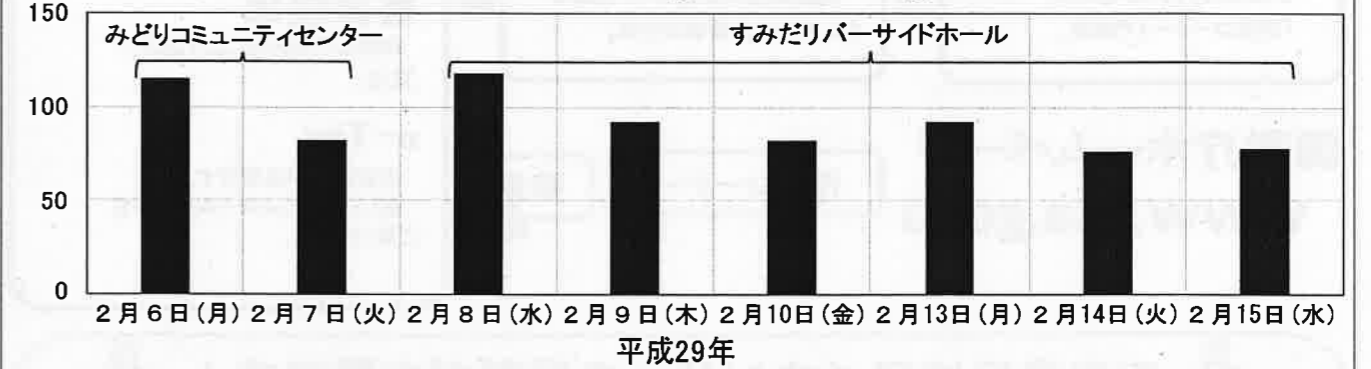
④ 申告書の提出のみの方は、税務署にお持ちいただくか、郵送等にてご提出ください。

④ 譲渡所得(土地・建物・株式など)、贈与税の相談や内容が複雑な相談は、所轄税務署にご相談ください。

④ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

※ 混雑状況については、「【表2】無料申告相談会場の昨年の来場者数」を参考にしてください。

【表2】無料申告相談会場の昨年の来場者数



## ～ ふるさと納税ワンストップ特例

を申請された方へ～

ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方が、確定申告書を提出した場合は、ワンストップ特例の適用がなくなります。

そのため、確定申告書を提出する場合は、ワンストップ特例を申請した寄附金についても申告する必要がありますのでご注意ください。

(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第7条第6項、第13項)

## 医療費控除を受けるための手続きが変わりました!

◎ 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。

(領収書の提出は不要となりました。)

※1 医療費の領収書は自宅に5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。